

戸田市告示第244号

令和8年6月28日に執行する戸田都市計画事業新曽第一土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第3項の規定に基づく異議の申出はなく、同令第22条第4項に規定するこの選挙において選挙すべき委員の数を下記のとおり定めたので、同令第22条第1項及び第4項の規定により告示する。

令和8年6月1日

戸田市長 菅原文仁

記

1 宅地の所有者から選挙すべき委員の数	11人
2 宅地の所有者から選挙すべき予備委員の数	5人
3 借地権者から選挙すべき委員の数	1人
4 借地権者から選挙すべき予備委員の数	1人